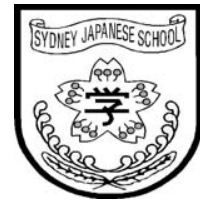


シドニー日本人学校だより

知ろう！学ぼう！深めよう！



Y5・6キャンベラ修学旅行 (10月13日～15日)

5・6年生合同で、二泊三日の修学旅行に行ってきました。1日目と3日目は雨に降られましたが、2日目は晴天に恵まれ、キャンベラの絶景をエインズリー山から眺望することができました。学年の壁を越え、また、日本人学級・国際学級の仲間の絆も深めることができましたと思います。



～児童の感想より～

☆ガイドさんや通訳をしてくださった方が、分かりやすく説明してくださったおかげで、選挙や議会の仕組みなどがよく分かり、おもしろかったです。お話に集中していたせいか、帰りのバスの中で少しうとうとしました。

☆(スケジュールが)忙しい中でも、みんなで協力して、スムーズにいったので良かったです。これからもみんなで協力していきたいです。

☆友だちと初めての宿泊学習をして楽しかったです。



△エインズリー山での集合写真

妊娠中の検査

妊娠中には母体の異常をみる検査と胎児の異常をみる検査とがあります。

妊婦の検査

妊娠がわかった時点で最初にする検査は血液と尿の検査です。血液では血色素(貧血の検査)、血液型、抗体検査(赤ちゃんの血液に対して抗体反応がおこっているかをみる検査、赤ちゃんと母親の血液型が合わなかったら強い抗体反応がおこる)、風疹の抗体、梅毒、B型肝炎の検査が通常行われます。尿では蛋白、糖、潜血反応、それに培養検査をします。26週で血色素の再検査をし、ブドウ糖負荷試験(Glucose tolerance test) も行います。もしRhがマイナスの場合は抗体検査もします。

胎児に関する検査

★スクリーニングのための検査: 診断をつけるためではなく、異常がありそうかどうかをみるような検査。このような検査で異常があればもっと詳しい検査が必要となります。

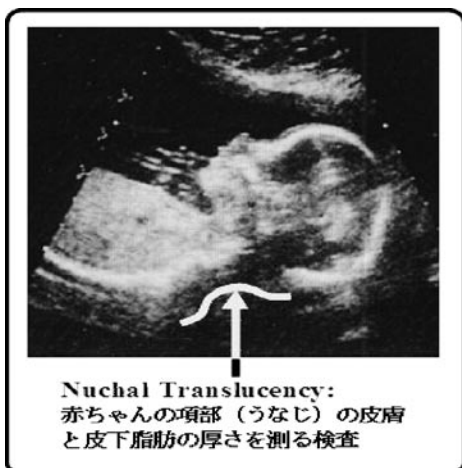
①超音波検査

スクリーニングのための超音波検査でわかることは、

- * 妊娠、あるいは妊娠週数の確認
- * 胎盤の位置の確認
- * 多胎妊娠の確認
- * 赤ちゃんの発育(からだの大きさ、羊水の量など)

超音波検査は妊娠中いつでもできます。レントゲンのように放射線をあびるのではなく、この検査で使われる音波でからだ(母体も胎児も)に害が与えられるようなことはないようです。検査手段は2種類あり、腹部にプローブ(transducer。マイクロフォンのような部分)をあててする方法と膈内にプローブを入れてする方法があります。そのときの状況によって適切な方法が選ばれます。

②Nuchal translucency



赤ちゃんの項部の皮膚と皮下脂肪が厚ければダウンズ症やその他の遺伝的な疾患がおこっているリスクが高くなります。この部分の厚さを超音波を使って測る検査をNuchal translucency testといいます。この検査は妊娠11-13週のあいだに行われます。この検査に慣れているクリニックで受けることが重要です。

ダウンズ症の約80%まではこの検査や絨毛膜絨毛検査(Chorionic villus sampling, CVS) もしなければなりません。結果は項部の厚さと妊婦の年齢、妊娠週数を考慮に入れて計算され、“high risk”(実際に詳しい検査をしてみても異常が見つかるチャンスが1/300以上)か“low risk”(異常が見つかるチャンスが1/300下)として報告されます。この検査の利点は比較的妊娠初期でできて異常があれば詳しい検査をする時間があるということと羊水検査やCVSのように流産のリスクがないということです。ただし“high risk”という結果がでればこのような検査は免れません。また、まれに“high risk”でもダウンズ症のような染色体の疾患がみられないこともあります。この場合心臓に異常があるかもしれないので胎児の心臓をみる超音波検査が必要かもしれません。

③血液検査

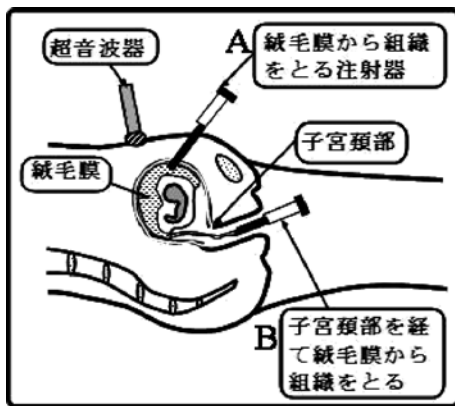
この検査では、PAPP-A(Pregnancy Associated Plasma Protein) と、β-HCGという妊娠中に発生する淡泊と胎盤から発生するホルモンを調べます。10~13週で行われる検査で、Nuchal translucencyと同じ時期にできます。やはり異常が見つかる確率が1/300以下(low risk)か1/300以上(high risk)であるかという結果として報告されます。また、Nuchal translucencyも行って二つの検査結果を統合して分析した場合、異常をピックアップする確率がNuchal translucencyだけなら80%だったのが、両方の検査をすると85~90%にまであがります。

もし、何かの理由で14週までのあいだに上記の検査を受けられなかった場合は15~17週のあいだに血液検査を受けることができます。この場合、胎児性蛋白(alpha fetoprotein)、ヒト絨毛生ゴナドトロピン(HCG)、エストリオール(Oestriol)、インヒビンA(Inhibin A)という幾種類かの検査をします。13週以前にできる検査と比較すると検査結果の正確度は多少落ちます。

★診断のための検査: 上記のスクリーニングテストで異常があったり、すでに異常のある赤ちゃんを出産したことがあったり、家族で遺伝的な疾患を持っている人がいるような場合、次のような検査ができます。(あるいは35歳以上で妊娠した場合)

①超音波検査:通常脊椎や内臓(脳、胃、心臓、腎臓など)に異常があるかをみるには18週前後かそれ以降ですると詳しい欠陥がよく写ります。経験のある検査技師、あるいは医師が時間をかけて行わないと正確な結果がえられないかもしれません。

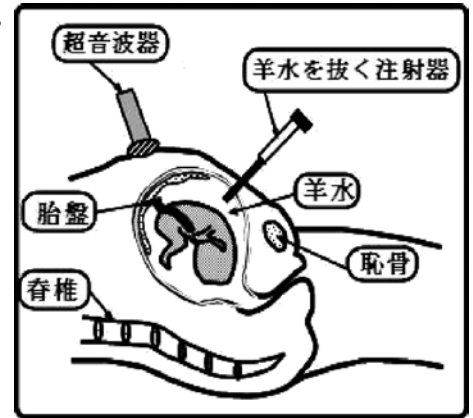
②CVS(絨毛膜絨毛検査):この検査は胎盤の絨毛膜から組織をとり、染色体に異常があるかをみる検査です。妊娠10~12週でします。この検査でわかるのはダウンズ症やトリソミー21(3染色体21)のような染色体の異常からくる疾患です。この検査では脊椎披裂はわかりません。検査のしかたには二通りあり、(A)腹部から針を入れて胎盤から組織をとる方法と、(B)子宮頸部をて胎盤から組織をとる方法とがあります。どちらの場合でも超音波で胎児と胎盤の位置を確認し、針先の進行も見ながら検査します。検査をしたことによって流産する確率は0.5~1%です。



また、まれに胎盤から組織を十分に採取できず、結果が得られないこともあります。この場合、CVSを繰り返すか、後ほど羊水検査をしなければならないかもしれません。通常、検査後3週間ほどで結果は出ます。この検査は羊水検査と同様でこのような検査だけをする専門医がいますので産婦人科医か一般開業医からの紹介が必要です。

③羊水検査(amniocentesis):この検査は羊水の中にある赤ちゃんからの細胞をとってその染色体を分析する検査です。CVSと違って脊椎披裂などの神経管欠損もわかります。14

~18週でします。超音波で写るイメージの誘導により腹部から注射針を入れ、胎盤や胎児に損傷をきたさないようにして羊水のサンプルをとります。



この検査によって流産がおこる確率は約0.5%です。検査後3~4週間で結果がわかります。ダウンズ症の発生率は母親の年齢とともに高くなります。確率は35歳で1/300、37歳で1/200、そして40歳で1/100です。

オーストラリアでは35歳以上で妊娠した場合、CVSか羊水検査がすすめられます。ただし結果に異常があったとしても赤ちゃんを産むという決断でしたらこのような検査はする必要がないわけです。もし中絶をする場合、法律上妊娠20週までが限界です。

妊娠中にできる検査は数々とありますが、通常必要なのは妊娠がわかったときにする妊婦の血液と尿検査です。胎児のことが心配だったり家族歴や過去の経歴から遺伝的な疾患のリスクが高いけれどもCVS や羊水検査のような大げさな検査は避けたいということでしたら上記にあげたスクリーニングテストがあります。35歳以上、あるいはスクリーニングテストで異常がみとめられた場合はCVSか羊水検査が必要となるでしょう。超音波検査に関しては最近の医療では妊娠中最低1回はとることになりますが、なるべく詳しい状況を見るには胎児が比較的大きい18週以降が適しています。

ダウンズ症、遺伝子異常のリスク

出産時の年齢	ダウンズ症のリスク	その他の遺伝子異常のリスク
20~24歳	1/1474	1/506
25歳	1/1350	1/476
30歳	1/909	1/385
35歳	1/384	1/179
40歳	1/112	1/64
45歳	1/28	1/19



商標登録について

商標登録の目的は、自社製品と他社の製品をはっきりと区別する事が目的であります。これは、市場でお客様が自社製品か他社製品か判断させる為の目的となります。製品のみならず、サービスに対しても商標を登録する事ができます。同じサービス、又は同じ製品の部類に属しなければ同じ商標登録が可能となります。

つまり、ABCというハンバーグの商標登録があったとしても、スポーツ用品であれば同じABCという商標登録が可能であります。商標登録は製品部門では34項目に分かれ、サービス部門では11項目に分かれて商標登録が出来る様になっております。従って、登録前に製品又はサービスがどの項目に該当するか調べる必要があります。例えば、コカ・コーラのようなソフト・ドリンク類は商品のクラス31に分類されます。その中には、ビール及びアルコールを含まない炭酸飲料水が含まれ、フルーツ・ジュースや炭酸を含まないソフトドリンクはクラス39に含まれております。商品登録をする時にはどのクラスに入っているかを確認し、そのクラスのみで商標登録ができます。つまり、クラスのみで商標登録となります。従って、全ての部門での商標登録は出来ません。

商標登録とその判例

ハンセンという会社はモンスター・エナジー、またはモンスターという名で、エナジードリンクの売上げ世界第2位を占めております。しかし、このハンセンという会社はオーストラリアに輸入販売をしておりませんでした。つまり、オーストラリアで販売していない為、彼らの商標である「モンスター・エナジー」または「モンスター」を登録しておりませんでした。

そこへ目をつけたオーストラリアの現地法人ビックフォード社は、ハンセン社が市場開拓をしていないオーストラリア市場で、「モンスター・エナジー」という商標を使ってエナジードリンクの販売をオーストラリアで始めました。これを知ったハンセン社は、商慣習法52条と慣習法でビックフォード社を訴訟致しました。しかし、裁判所はハンセン社が豪州国内で市場開拓をしていない為に「モンスター・エナジー」または「モンスター」の商標がビックフォード社のコピーにより傷付けられたという判決には至りませんでした。その根拠として、裁判所は海外での評価はそのままオーストラリアの評価とみなす事は出来ないと判断し、原告側であるハンセン社の訴状を却下致しました。また、裁判所はハンセン社が豪州国内で商標登録を怠った事がこのような事件を巻き起こす原因に至ったと判断致しました。

更に詳しい内容をご希望の方は上記までご連絡願います。

生活情報

保険



ジャパン保険サービス (JIS) Aon Risk Services Australia Limited

保険契約の基本条件-誠実かつ正確な申告

オーストラリアにおいては保険契約に関する法律に、「誠実に事実を申告すること (utmost good faith)」および「包み隠さず申告する義務 (duty of disclosure)」が定められており、保険申込時に過去の事故歴などの必要情報を可能な限り提示することは契約の基本条件となっております。そして、保険契約時に保険会社が把握した内容が、実際の事故の際の保険金支払いに大きな関わりを持ってきます。

保険事故が発生し保険請求をする際には、クレームフォームの提出が求められたり、査定人が事故の検証をしたりするわけですが、その際、事故発生時の状況と契約時の申告事実に大きな相違があることが判明した場合、それがうっかりした申告ミスであったとしても、保険金支払いに大きな影響を及ぼすことがあるのです。

実際の例として、自動車事故を起こしクレームする段になって、車の改造に関する契約時の申告内容が実情と異なる

ことが事故の査定で分かり、保険金の支払いが拒絶されるといったケースや、契約時に申告した事故歴と、クレームフォームに申告した事故歴が著しく異なり、保険金の支払いが限定されるといったケースも中にはみられます。

したがって保険契約に際し、申込書の質問事項などで不明な箇所があれば、記入前に信頼のおける取扱業者にできるだけ何でも相談してみることが大切です。



子どもは小さな科学者です

小さな赤ん坊だった子どもは、成長するに従い、どんどん活発になっていきます。水たまりの中にわざわざ入ったり、まっすぐに歩かないでわざわざ土手に登ったり降りたりします。買い物に行くと、一人で走って行ってしまいますし、商品を勝手に並べ替えたりもします。とにかく親が困ってしまう、疲れてしまうようなことを一日中やってくれます。

大人は土手に登るとどんな感じがするのかわかっていませんし、水たまりに入ると、靴の中に水が浸み込んできて気持ち悪いといった感想を持ちます。もちろん、買わない商品にむやみに手を触れるべきでないということも、大人ならわかります。危ないこと、人に迷惑を掛けることはやってはいけないと躰けていく必要があることは当然ですが、躰の前に、子どものこうした行動の重要性を理解しておくことはもっと大切です。

この時期の子どもは、こうしたら転ぶんだ、こうすれば登れる、ここを通ったら服が破れたなど、自分の運動能力を確かめつつ、好奇心や向上心を高め、試行錯誤しながら自分なりの答えを探っていくということを実験的にしています。虫を踏み潰してみたり、よその呼び鈴を鳴らしてみたり、時に残酷で不道德な行動もありますが、そういうことも含め、自分のやることを自分で決めて楽しんでやれる環境を与えてやることは、大人の仕事です。信頼できる大人に守られ、注意されながら安心してのびのびと行動するという経験は、成長期の子どもにはなくてはならないことです。そうでなければ、大きくなってから、学校や会社などの社会の中で、自分で考えて最善の答えを出せる、相手を思いやりながら行動できるということができるようになりません。

何度注意しても、また同じことをするというのは健康の証しです。そして、それらの行為は、科学者と同じです。同じ条件のもとで同じ実験を繰り返し、同じ結論を何度も得てようやく納得するのです。そこに新たな事実や真理を発見し、さらにまた次の研究実験を行います。なんと知的な行為でしょうか。そのことを知っておくというのは、親の救いになります。こういうことは繰り返して当たり前だ、むしろ大いに繰り返すべきだと知っていれば、ひどく叩いて叱ったり、躰のつもりで折檻してしまったりということをしなくて済みます。私たち大人は、幼い子どもたちのこうしたいたずらに価値や意義を見出す努力をすべきなのです。

大切なことは、生き生きと楽しく意欲的に考え、自発的に行動し、学ぶという感性の習得です。周囲を探索し、感じ、考え、満ち足りた思いを体験するということは、大きくなってから「はい、勉強しなさい」といって急に習得できるものでは決してありません。宇宙の神秘、生命の不思議、科学や宗教、数学の真理、経済や政治の本質、芸術といったあらゆる対象について、豊かな感受性、想像力、創造性を持って関心を抱き、意欲的に学ぶようになるためには、幼き日のいたずらやばかばかしく見える行動の繰り返しを尊重し、その起源ともいべききらめきを大事にしてやるべきなのです。

やっとこさ組み立ててやったおもちゃを何度も分解してしまうわが子に、濡れると風邪をひくからと履かせてやった長靴にわざわざ水を入れて帰ってくるわが子に、「さすがだわ」と感心してしまうくらいの心の余裕を持ちましょう。



第95話 ITおたくガバナンス

仕事柄多くの企業の社長さんにお会いする機会があるが、総じてIT担当者の扱いに手を焼いていることが多い。要するにITをやっている者には変人が多いという。

シドニーにある日系企業はメルボルンにある大手自動車工場などのような大規模なものがなく、ほとんどが事務所で、人数は10人以下が多く、100人以上の従業員を抱えている日系企業は非常に少ないのが現状である。そんな中でどうしても必要でIT担当者を置いている企業がいくつかあるが、営業のように直接客からお金を稼ぐ部署でないため、ITは会計と同じ管理部門とみなされ、1人だけ雇っているというところが多い。

多くの企業はその1人のIT担当者に会社内のコンピュータ、ネットワークメンテナンス、データの管理などを全て任せており、上司、社長は彼がいったい毎日何をしているのかわからないのが現状である。仕事内容をIT担当者に聞いても、担当者によって自分をプロテクトするために意地悪く専門用語を並べ立てて、わざと難しく説明する者もいて、話を聞いてもちんぷんかんぷんなことが多い。IT担当に対して「こうしてほしい」というくらいのことは言えるが、具体的な作業手順など思い浮かぶはずもなく、IT担当の思いのまま、成すがままに流されていると嘆いている上司が多い。つまり全くガバナンス(統治能力)が効いていない。

今のように企業内でコンピュータを使うのが当たり前になる前までは、上司は仕事をかつて経験したことがあったり、経験がなくとも、本気を出せばそのくらいのことは自分でできるという自信があった。つまり部下に対して威厳を持って命令できた。だが、IT化が進むに従って、若い人達の知識が自分達よりも進んでいることが多くなり、上司も威厳をかなぐり捨てて頭を掻きながら部下に教えてもらうことが多くなった。若い人達もおろおろする上司の態度を敏

感に感じて上司をバカにする者まで出る始末。

それに輪をかけてITを得意とする者の性格が、「ITおたく」とよく言われるように、通常のサラリーマンのものとはかなり違っている場合が多い。たとえば、朝挨拶しない。一日中誰とも話さない。ウォークマンを耳に掛けて、外部とのコミュニケーションを遮断して仕事をする。気分次第で徹夜もするが、突然休んだりする。

しかし、IT担当が会社でその人だけ、というのが負い目になって、たとえば彼をクビにしたら、会社のシステムが誰にもわからなくなり、また、担当者がどんな復讐を企てるかわからないという恐怖から、「ITおたく」に対して極端に遠慮している上司がいることも否めない。「どうしたらいいんでしょうね?」という社長のため息をよく聞く。

ITに限らず、上司がすべての仕事を細部まで把握していることは昔からなかった。昔の日本であれば、酒を飲み込まれていたり、社内旅行で親睦を温めたりという、私生活まで面倒を見て人心を掴むという手があったが、今はそういう義理人情で部下を従わせるような時代ではなくなった。今は、そういう変化球ではなく、ガバナンスという直球勝負に迫られている。オーストラリアは社長から平までファーストネームで呼び合うというのが普通なように、強い平等意識があり、おい、こら、という日本的な頭ごなしの命令ができない。その割には、上司は部下に一切相談しないで仕事の方針を決めるというトップダウン型決断が普通で、皆で責任を取るという日本型とは異なり、上司だけが責任を取るというプレッシャーが常にある。そんな企業形態の中で日本人はどこまでガバナンスを発揮できるか。自分が知らないことに対して、どう部下を指導して立ち向かっていくのか?日本の社長さんに課せられた大きな試練である。

金目鯛

金目鯛は夏に向かってシーズン。オーストラリアではRed Fishとして知られ、小骨が少ないので食べやすく、淡白な肉質が好まれています。

西洋料理ではフィレになったものをパンフライなどにしていただくことが多いようですが、アジア系になると、まるごと焼いたり、煮物、蒸し物、から揚げにしたりといろいろな調理法で食されています。金目鯛は赤い色と、大きい目が特徴で、選ぶ際は、大きい目が透き通っていて輝き、皮目が赤く鮮やかなものがよいでしょう。また、えらを見ると真紅で張りがあるものを選びましょう。

下準備ですが、はらわたとえらを取り除いてから軽く洗浄し、うろこを落とします。フィレットになったものも売られていますが、鮮度が分かりにくく、手間がかかりますが、鮮度のよいものを丸ごと購入され、調理するのが望ましいでしょう。

■金目鯛のあんかけ

(食材と調理法:4人分)

金目鯛 4匹(500g~600gぐらい)
 たけのこ水煮(生のたけのこのシーズン) 100g
 生しいたけ(または干しいたけ) (千切り)
 にんじん 1本(千切り)
 生姜 40g(針生姜)
 片栗粉 大匙1
 米酢 大匙3
 砂糖 大匙3
 だし 1カップ
 醤油 大匙1
 オプション:ねぎ

- ①下準備をしてから、キッチンペーパーで水気をふき取ります。竹串2本を頭から尾にかけて交互に差し込み、魚をはねているような形にします。酒を軽く振り、片栗粉をまぶします。
 - ②深めの鍋に油を入れ、180度に熱してから、金目鯛をゆっくりと入れます。表面がカリッとなるまで揚げ、よく油をきります。
 - ③片栗粉、米酢、砂糖、出汁、醤油をあわせて置きます。
 - ④しいたけ、にんじんを軽く炒め、③を加えとろみをつけ、から揚げにした金目鯛の上にかけます。
- ※あんかけ以外にも、大根おろし、ポン酢など、でいただいても美味しいです。また、フィレにすると揚げやすくなります。



■タイ風さつま揚げ(Thai-style fish cake)

(食材と調理法:12個分)

金目鯛のフィレット500g(皮をはぎ、骨も取り除いておく)
 (タイ)レッドカレーペースト 大匙1
 フィッシュソース 大匙1
 砂糖 大匙2
 卵白 半カップ
 千切りねぎ 半カップ
 さやいんげん(みじん切り) 半カップ
 植物油(揚げるための油) 適量
 ライム 1

- ①フード・プロセッサーに金目鯛を入れミンス状にします。レッドカレーペースト、フィッシュソース、砂糖、卵白を入れ、よく混ぜ合わせるまでプロセッサーにかけます。
- ②ボールに移し、ねぎ、さやいんげんを加え、混ぜ合わせます。
- ③水にぬらした手で、平らな小判型のさつま揚げを12個作ります。
- ④油を190度まで熱し、さつま揚げが黄金色に揚げます。
- ⑤切ったライムを添えていただきます。



会員の伝言板

『会員の伝言板』は、当会会員の方ならどなたでもご利用になれます。「伝言」の内容、連絡先などを明記の上、事務局までお送りください。内容は、グループ・サークル活動、売ります、買います、など。営業に関連する求人などは掲載することができませんので、ご了承ください。文字数は見出しが1行(24文字)、本文が4行(100文字) 合計5行以内をお願いします。

North Shore Kyokushin Karate

ノースショウ極真空手では、今一緒に練習する仲間を募集しています。6歳から男性、女性の大人まで毎週1時間みっちり汗流して練習しています。毎日体を動かしていない貴方、一緒にやりましょう。初心者の方がほとんどですので、お気軽に参加してください。
場所：PCYC, 224 Falcon Street, North Sydney
時間：毎週水曜日 19:30 ~ 20:30
連絡先：040-111-4000 (アイク池口) まで

ニュートラルベイ空手同好会参加者募集(成人のみ)

火曜夜8時よりニュートラルベイ・コミュニティセンター2階(Nbay ジャンクション、コンビニ横建物)にて空手稽古行きます。基本中心に全くの初心者から経験者まで一緒に楽しく稽古します。費用場所代のみ(\$5)。
連絡：三宅 ☎0411-085-655 Email: masa.miyake@gmail.com

シドニー茨城県人会

茨城県出身者もしくは茨城にゆかりのある方を大募集！
住んだことがある、職場や学校が茨城だった、親類に茨城県人がある等々。ご興味のある方はご連絡ください。
連絡先：佐々木 Email: sasaki@jcci.org.au

シドニー京都ゆかりの会

シドニー在住の方で、京都にゆかりのある方を募集しています。京都出身の方をはじめ、京都に住んだことがある方など、京都にゆかりのある方なら誰でもOKです。ご興味のある方、ご連絡ください。Email: syd.kyoto@gmail.com (担当：南野・秋元)

イケバナ・インターナショナル

毎月1回(第三木曜日)のミーティングに参加してみませんか？お花の展示、デモンストレーションを見て、ゲストスピーカーの種々なお話を聞いています。チャットウッドです。詳細はお電話下さい。
中野 Tel/Fax: 9880-2160

企業ネットワーク会員募集

ビジネス勉強会と異業種交流セミナーを定期的に開催しております。連絡先：http://www.kigyonetwork.com

日本文化紹介の会

オーストラリアの小学校、幼稚園に歌、折り紙、日本語を紹介しているボランティアのグループです。子供達と交流いたしませんか。Email: greatlife@swiftdsl.com.au (Satomi 迄)

よさこいソーラン踊り手募集

札幌のよさこいチーム「北海あほんだら会」のシドニー支部では、随時会員を募集しています。毎週日曜日にノースシドニーで練習し、様々なイベントで踊る予定です。是非、一緒に楽しい汗を流しましょう。お気軽にご一報下さい。連絡先：田中 ☎0403-273-171

シドニー俳句会

シドニー俳句会(生方虎游・主宰)の豪々句会は、毎月第3月曜日にシドニーの日本料理店にて句会を行っています。海外会員を含めて19名の大変楽しい家族的な会です。入会料無し、俳句に御興味のある方は下記へ御連絡下さい。

川村銀白 ☎9221-2225 松元順子 ☎9958-2087

観世流素謡のお誘い

観世流の謡を嗜む方がおられましたら御一緒に素謡を楽しみましょう。連絡先：石原明彦 ☎0412-080-328 まで。

女性コーラスグループでは部員を募集しています

女性コーラス ファ・ソ・ラ・シドニーでは、いま部員を募集しています。歌の好きな方、私達と一緒に日本の歌、外国の歌を楽しく歌いましょう。連絡先：山村 ☎9440-8457 (Pymble)

シドニー・スキー同好会

基礎、競技を問わず、とにかく滑るのが好きな方、是非ご連絡下さい。一緒に滑りましょう。スノボの方もWelcomeです。

連絡先：高橋 ☎9904-2277 Email: sakae_2000@hotmail.com

シドニー航空研究会

飛行機の操縦や航空学に関する事に興味のある方は連絡ください。連絡先：定期運送用操縦士：堀江純一 ☎9221-7555 / legal.one@

advantagepartnership.net(アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所)

シドニー成蹊会

東京吉祥寺のキャンパスを巣立った成蹊の同窓生(小、中、高、大)の皆様ご連絡ください。連絡先：松永義明 ☎0411-805-561

Email: yoshimatsunaga@hotmail.com

横浜市大同窓会(進交会)

横浜市大卒業生の方、ご連絡ください。

連絡先：緒方幸男 ☎9403-3378 Fax: 9499-2311

早稲田大学同窓会「シドニー稲門会」

早稲田大学の卒業生の集まり、稲門会では会員を募集しております。ご連絡下さい。連絡先：鈴木(新日鉄) ☎9252-2077

Fax: 9252-2082 Email: suzuki.yujin@nipponsteel.com.au

シドニー雙葉会(同窓会)発足!

雙葉の同窓生のみなさん、この度はじめてシドニーで親睦の会を設けることになりました。母校の違い(四谷、田園調布、横浜、静岡、福岡)にかかわらず、同じ校章と校訓のもとに学んだ絆を思い出してください。早急にご連絡お待ちしております。

連絡先：朝倉 ☎9498-4150 Email: h.asakura@mary.acu.edu.au

シドニー聖心同窓会

聖心の同窓生(幼・小・中・高・短大・大学)の皆様、どうかご連絡ください。(田居 9417-6266、林 9389-0430、朝倉 9498-4150)

一橋大学同窓会シドニー支部

一橋大学卒業生の集まり、如水会にまだ入会されていない方は、是非ご連絡ください。☎9335-3736 Fax: 9375-7536(住友商事・松尾)

青山学院校友会シドニー支部

卒業生の皆様、ご連絡お待ちしております。

連絡先：磯田 ☎0422-057-857 Email: asakoisoda@gmail.com

南山大学同窓会

シドニー近郊にお住まいの南山大学卒業生の方、ご連絡ください。
連絡先：原田ふさえ ☎9979-4033

シドニー明治会

明治大学同窓会、シドニー明治会では随時会員を募集しております。和気藹々と親睦会やゴルフなどのイベントを行っておりますので、付属中・高、短大、大学、大学院出身者の方は是非お気軽に以下までご一報下さい。連絡先：東海林 (AON) ☎9253-7456
Email: yoshi.shoji@aon.com.au

大阪大学同窓会「待兼会」発足!

この度シドニーで大阪大学同窓会「待兼会」を発足させることになりました。卒業生に限らず、関西弁を愛する方々のコミュニティーを目指して、今後新年会をはじめ、定期的に懇親イベントを企画予定です。ご参加頂ける方はぜひ下記までご連絡下さい。
連絡先：八幡 (富士フィルム) ☎9466-2682
Email: hitoshi.yawata@fujifilm.com.au

大阪市大・有恒会が新会員を募集中

入会ご希望の方はお気軽に、祝部丈夫 ☎9418-2874 まで。

同志社クローバークラブ

シドニー在住の同志社幼稚園、中学、高校、大学 (含女子高) ご出身の方は、下記までご連絡ください。毎月、懇親会を開催し、親睦を図っております。連絡先：☎0438-260-916 瀧井 (タキイ)
Email: takii040812@yahoo.co.jp

学習院同窓会「豪桜会」からのお知らせ

豪桜会では年数回シドニーで親睦会やスポーツ会を催しています。学習院ご出身の方は、是非お気軽にご連絡ください。
連絡先：石原 ☎8748-2608 Email: ishihara@yokohama.com.au

上智大学同窓会

シドニー・ソフィア会では会員を募集しております。まだ入会されていないシドニー近郊のソフィアンの方、ご連絡下さい。
連絡先：堀江純一 ☎9221-7555 (アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所)

三田会シドニー会員募集

慶応義塾同窓会、三田会にまだ登録されていない方、是非ご連絡ください。連絡先：岡本 (凸版印刷) ☎9283-5611
Email: okamoto@toppan.com.au

シドニー外語会のご案内

東京、大阪、神戸外語大出身の方、シドニーで合同の集まりを催しています。まだ入会されていない方は、是非ご連絡ください。
連絡先：☎9452-3441 高橋

神戸大学同窓会

神戸大学同窓会一凌霜会では会員を募集しております。まだ入会されていない方は是非ご連絡下さい。連絡先：☎8266-7348
Fax: 8266-3125 (Pricewaterhouse Coopers 田中)

東京大学同窓会からのお知らせ

東京大学卒業生の集まり、淡青会では会員を募集しております。ご連絡下さい。☎8273-3810 西田
Email: satoshi.nishida@mizuho-cb.com

東海大学同窓会からのお知らせ

卒業生の方、ぜひご連絡ください。連絡先：平岡信二 (Echo Point)
☎9283-1618 Email: hira7833@optusnet.com.au

東京女子大学同窓会シドニー支部

シドニー近郊にお住まいの東京女子大学卒業生の方、ご連絡ください。Knight 満喜子 ☎(H)9572-9564 ☎(W)8266-2727

中央大学同窓会「シドニー白門会」

シドニー近郊の中央大学卒業生の方、是非ご一報下さい。定期的に食事会等を開き情報交換をしております。
連絡先：☎0412-557-786 (幹事会)

京都女子大同窓会

京都女子大または関西の女子大・短大を出られたお母さん方の気軽な集まりを一緒に作ってくださる方、ご連絡ください。
連絡先：熊田 ☎&Fax: 8901-4066

梅村学園同窓会シドニー支部

梅村学園同窓会オーストラリア支部が学園の承認の下発足しました。中京大学、中京大学附属中京高等学校、三重中京大学 & 短大 (旧松阪大学 & 松阪女子短大)、三重高校・中学校の同窓生の方々、お問い合わせ及びご入会のご連絡をお待ちしております。
連絡先：Email: umemuragakuen_au@yahoo.co.jp
(平原 ☎0414-333-039)

浄土真宗本願寺派オーストラリア開教事務所からのご案内

毎日曜日、朝 11 時より法話会が開かれています。どなたでも御参加できます。住所：79 Archbold Road, Lindfield (Woodlands Road との角より南へ 2 軒目。City 行き 207、208 番のバス停が目の前にあります)。
連絡先：わたなべ ☎8901-4334 / ☎0412-396-014 まで。

キリスト教の講座・研修会・図書のご案内

キリスト・イエズス様、カトリック教会の信仰についての講座、研修会、または図書などをご案内いたします。お気軽にお問い合わせください。小野 ☎9417-7272

日本語によるカトリックの御ミサについて

私共は月に一回 Father Paul Glynn に御ミサを頂いております。カトリックに御興味のある方は、お気軽に御参加ください。
連絡先：八郷美穂 ☎9988-4716、
フィッシャーカズ子 ☎9948-6375

JSSからの報告

役員会報告(10月)

本年度の第3回役員会を10月20日(水)日本人会「会議室」で行いました。

【出席者】 藤野会長(議長)、内田副会長、高橋副会長、八尾副会長、稲留理事、金丸理事、栗山理事、行天理事、小林理事、神保理事、須田理事、中島理事、堀江理事、八郷監事

《商工会議所との共通議題》

1. 次回役員会の開催について

次回役員会は、11月11日(木)12:30から開催にて、議長より報告がありました。

2. 当面の行事予定について

事務局から、商工会議所および日本人会の当面の行事予定について、報告がありました。

3. 後任の事務局長について

現在の事務局長の任期が来年7月末までである旨の報告がありました。その上で、次期事務局長についても引き続き日本商工会議所に派遣依頼をしたいとの提案があり、本件について異議なく了承されました。

4. その他について

商工会議所の小林会頭より、「オールジャパン商談会」の企画について、配布資料に沿って説明がありました。

稲留理事より、最近のシドニー安全情報について説明がありました。また、天皇誕生日パーティーを12月7日(火)に開催する旨報告がありました。

《日本人会関係》(議長:藤野会長)

〔議 件〕

1. 新入会員の加入承認について

当月は、法人登録者7名(家族会員3組、単身会員1名)および個人会員1名(単身1名)の入会が承認されました。これにより10月20日現在の会員数は、法人会員167社、法人所属登録者および個人会員の合計は、退会を差し引くと592世帯、932名となりました。

新入会員の加入について、原案のとおり承認されました。

2. 委員会の活動状況について

八尾文化委員長より、9月25日～26日に開催したカウラ・バスツアーには40名の参加があり成功裏に終了できたことの報告およびお礼がありました。来年、宿泊場所をカウラにするのか、バザーストにするのかについては、文化委員会で検討することとなりました。

中島レクリエーション委員長より、11月7日開催のソフトボール大会、11月27日開催のクリスマスパーティーの進捗状況等について報告がありました。

3. シドニー日本人学校定例報告について

神保理事(シドニー日本人学校理事長)より、野村オーストラリアからPCを日本人学校に20台寄付いただいた旨の説明がありました。しかしながら、PCはまだ十分な数が確保できていないので、引き続き、使用していないものがあれば、寄付いただきたいとの依頼がありました。

以上

JSSからの報告

9月10日以降11月11日までの会員移動

■法人会員所属個人会員入会

CONSULATE-GENERAL OF JAPAN

TANAKA Toshie

JAPAN LOCAL GOVERNMENT CENTRE (CLAIR, SYDNEY)

TAGASHIRA Shinji & Wakako

MARUBENI AUSTRALIA LTD.

KOBAYASHI Morihito

NIPPON STEEL AUSTRALIA PTY. LTD.

KIMURA Hiroaki & Yukari

PARIS MIKI AUSTRALIA PTY. LTD.

ABE Masayuki & Natsuko

■個人会員入会

NAKAMURA Yoshiyuki

ISHIKAWA Taro

■法人会員所属個人会員退会

CONSULATE-GENERAL OF JAPAN

OSUMI Kunio

NIPPON STEEL AUSTRALIA PTY. LTD.

NAKAMURA Shingo

PARIS MIKI AUSTRALIA PTY. LTD.

*KASHINO Takayuki

■個人会員退会

YAMAZAKI Tomoyuki & Masae